

【施設別編】

1 号 避難地

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震等により被害が生じる可能性がある地区等において、住民等の避難に供する公共空地について、以下のとおり整備する。

（都市部地域）

(1) 広域避難地

市街地における延焼火災から一時的に生命・身体の危険を避けるために避難する場所として、周辺建物の不燃化の状況等も勘案し、概ね 10ha 以上の面積の公園等を広域避難地に指定し、整備を進めている。特に市街化区域では、歩行距離 2 km以内に 1 箇所かつ避難路から 500 m以内となるような広域避難地の整備を目指している。

整備にあたっては、社会資本整備重点計画、大阪府防災公園整備指針、大阪府都市整備中期計画、各市町村の緑の基本計画等との整合を図っている。

(2) 一時避難地

集団による広域避難を行うために、近隣の住民等が一時的に集合する場所として、概ね 1ha の公園等を一時避難地に指定している。市街地では歩行距離 500m 以内に 1 箇所の整備を目指している。

2. 五箇年計画への計上の考え方

（都市部地域）

(1) 広域避難地

本五箇年計画へは優先度等を考慮し、62.8ha(16 箇所)を計画計上する。

(2) 一時避難地

本五箇年計画へは優先度等を考慮し、17.1ha(12 箇所)を計画計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
広域避難地						62.8ha 16 箇所
一時避難地						17.1ha 12 箇所
概算事業費 (百万円)	10,762	12,773	14,066	13,440	7,825	58,866

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府 (八尾市他)	防災・安全交付金事業 (都市公園・緑地等事業) (久宝寺緑地ほか 4 公園)	22.1ha 5 箇所	7,474	R3-R7	国土交通省	広域避難地の整備
大阪市	防災・安全交付金事業 社会資本整備総合交付金事業 (都市公園・緑地等事業) (正蓮寺川公園ほか 4 公園)	9.8ha 5 箇所	1,633	R3-R7	国土交通省	広域・一時避難地の整備
独立行政法人 都市再生機構 (大阪市)	都市公園防災事業	3.3ha 1 箇所	14,914	R3-R7	国土交通省	広域避難地の整備
独立行政法人 都市再生機構 (大阪市)	土地区画整理事業	19.3ha 1 箇所	26,604	R3-R7	国土交通省	広域避難地の整備
堺市	社会資本整備総合交付金事業 (都市公園・緑地等事業) (大仙公園ほか 4 公園)	5.1ha 5 箇所	2,981	R3-R7	国土交通省	広域・一時避難地の整備
岸和田市	都市防災総合推進事業 (市単独)(大門公園)	2.0ha 1 箇所	250	R4-R7	国土交通省	一時避難地の整備
高槻市	社会資本整備総合交付金事業 (都市公園・緑地等事業) (芥川緑地ほか 1 公園)	9.1ha 2 箇所	450	R3-R5	国土交通省	広域避難地の整備
高槻市	市単独事業 (芥川公園)	0.9ha 1 箇所	200	R5	国土交通省	一時避難地の整備
守口市	密集市街地総合防災事業 (旧よつば小学校跡地公園)	1.3ha 1 箇所	1,308	R3-R4	国土交通省	一時避難地の整備
守口市	都市構造再編集中支援事業 (大日公園ほか 3 公園)	1.9ha 4 箇所	826	R3-R5	国土交通省	一時避難地の整備
松原市	防災・安全交付金事業 (都市公園・緑地等事業) (市単独)(若林公園)	4.0ha 1 箇所	1,698	R3-R7	国土交通省	一時避難地の整備
和泉市	防災・安全交付金事業 (都市公園・緑地等事業) (黒鳥山公園)	1.1ha 1 箇所	528	R3-R7	国土交通省	一時避難地の整備
	計		58,866			

4. 備考

2号 避難路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震により被害が生じると認められる地区から避難地又はこれに準じる安全な場所に通じ、住民が避難のために活用できる施設を以下のとおり整備する。

（都市部地域）

住宅密集市街地域において、一時避難地、広域避難地へのアクセスとして緊急時に、スムーズに通行できる街路の整備を目標としている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

（都市部地域）

住宅密集市街地域において一時避難地、広域避難地へのアクセスとして緊急時に、スムーズに通行できる街路について計上している。

本計画においては、人口、接続する避難地等の整備状況、避難行動時の安全性を勘案しながら優先的な整備を考慮し、16箇所、11.3kmを計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
避難路						11.33km 16 箇所
概算事業費 (百万円)	3,142	4,390	3,110	2,438	1,684	14,764

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府	街路事業	3.2 km 4 箇所	4,520	R3-R6	国土交通省	街路事業
大阪市	街路事業	5.8km 6 箇所	6,228	R3-R7	国土交通省	街路事業
大阪市	道路事業	0.7km 1 箇所	587	R3-R5	国土交通省	道路事業
堺市	街路事業	1.3km 3 箇所	3,240	R3-R7	国土交通省	街路事業
豊中市	街路事業	0.2km 1 箇所	15	R3	国土交通省	街路事業
泉大津市	都市公園・緑地等事業	0.13 km 1 箇所	174	R4～R5	国土交通省	都市公園・緑地等事業
	計		14,764			

4. 備考

【施設別編】

3号 消防用施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震災害時に消防用水の利用・取水を容易にする施設及び消防防災活動を有効に行うための施設を以下のとおり整備する。

(耐震性貯水槽・防火水槽)

本府内市町村等においては、これまで計画的に消防水利の整備を図ってきたところである長期的には、各市町村において設定した消防水利の基準を各市町村で充足することを目標に整備を図る。

消防水利の基準数 51,079 個所に対し、現有数 47,930 個所と不足している。

(消防車両等〔消防ポンプ自動車（水槽付消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ付積載車、小型動力ポンプ付水槽車を含む）、化学消防ポンプ自動車、はしご付消防ポンプ自動車、救助工作車（救助工作車、救助用資機材、高度救助用資機材）〕)

本府内市町村等においては、「消防力の整備指針」を踏まえつつ、各市町村が地域の実情に応じて整備目標を定めている。

(1) 消防ポンプ自動車

府全体としては基準数 634 台に対し、現有数 569 台とやや不足している。

(2) 化学消防ポンプ自動車

府全体としては基準数 40 台に対し、現有数 38 台とやや不足している。

(3) はしご付消防ポンプ自動車

府全体としては基準数 82 台に対し、現有数 82 台と充足しているが、さらに整備を進める

(4) 救助工作車

府全体としては基準数 58 台に対し、現有数 55 台とやや不足している。

(救急自動車（災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材）)

現在、本府内市町村等では、「消防力の整備指針」により各市町村で設定した基準数に不足の出ている市町村の解消を目標とするとともに全車高規格化を目指している。

府全体としては、基準数 271 台に対し、現有数 240 台とやや不足している。

また、長期的整備目標については、今後、各市町村における消防需要の変化等による見直しから、目標数が増加する可能性はあるものの、現状における消防需要に基づき、各市町村が定めた整備台数を確保し、その後車輛を更新していくことで、消防力の維持に努める。

(その他の消防用施設)

その他「消防力の整備指針」で規定されていない施設については、市町村が地域の特性に合わせて整備計画を策定している。

また、長期的整備目標については、今後、各市町村における消防需要の変化等による見直しから、それぞれの目標数が増加する可能性はあるものの、現状における消防需要に基づき、各市町村が定めた整備目標数を確保し、その後更新していくことで、消防力の維持に努める。

2. 五箇年計画への計上の考え方

(耐震性貯水槽・防火水槽)

現在、府内全体の消防水利の基準数は、51,079 箇所、現有数は 47,930 箇所、不足数は 3,949 箇所となっており、充足率は概ね 94%である。計画計上においては不足数 3,949 箇所のうち、大規模地震に備えて優先的に整備すべき耐震性貯水槽を 46 基の整備を図る。

(消防車両等)

(1)消防ポンプ自動車

現在、府内全体の消防ポンプ自動車の基準数は 634 台、現在数は 569 台で、一部の団体にあっては、不足を生じている。五箇年計画においては、新規、更新分を合わせて 146 台の整備を計画数として計上しているが、「将来的な消防広域化、また、それに伴う署所の整備等も勘案し、効率的合理的な整備を図る」とともに不足地域の解消に努め、整備をしていく。

(2)化学消防ポンプ自動車

現在、府内全体の化学消防車の基準値は 40 台、現有数は 38 台、充足率は 95%であり不足を生じている。五箇年計画においては、新規及び老朽車両の更新分を合わせて 10 台の整備を計画数として計上している。

(3)はしご付消防ポンプ自動車

現在、府内全体のはしご付消防ポンプ自動車の基準数は 82 台、現有数は 82 台であるが、はしご付消防ポンプ自動車は、増加しつつある中高層建築物の火災の鎮圧はもちろんのこと、震災や多様化する災害における人命救助活動にも幅広く対応可能な車両であるため、五箇年計画では、新規、更新分を合わせ 13 台の整備を計画計上し、老朽車両の更新を図る。

(4)救助工作車（救助工作車、高度救助用資機材）

現在、府内全体の救助工作車の基準数は 58 台、現有数は 55 台、充足率は 95%である。五箇年計画においては、更新分 14 台の計画計上をしている。

(救急自動車等（救急業務高度化資機材緊急整備事業）)

現在、府内全体の救急自動車の基準数は 271 台、現有数は 240 台、充足率は 89%となっている。今後も地震に伴う救急事案の発生が予測されることから、五箇年計画では、段階的目標として、全車救急救命士の乗車する高規格救急自動車化を目標とし、124 台の救急自動車を計画計上している。

(その他の消防用施設)

(1)消防救急デジタル無線設備

消防救急デジタル無線設備について、2 施設の整備を行う。

(2) 消防団拠点施設等

消防団は地域住民のもっとも身近な防災機関であり、震災時には被災地最前線での長期にわたる消防団活動が想定され、従来の消防防災車両車庫と詰所といった施設では、対応しきれないのが現状である。五箇年計画においては、消防団活動の拠点としてふさわしい施設を備えた消防団拠点施設等を 10 施設の整備を行う。

(3)高機能消防指令センター

五箇年計画においては、高機能消防指令センターを 5 施設の整備を行う。

(4)消防庁舎耐震化

十分な耐震性を有していない消防庁舎 2 施設の耐震化を行う。

(5)支援車等

支援車をはじめ、各種車両等 75 台の整備を行う。

(6)テロ対策用特殊救助資機材

テロ対策用特殊救助資機材について、1 施設の整備を行う。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
消防水利	4 箇所	10 箇所	9 箇所	12 箇所	11 箇所	46 箇所
消防車両	51 箇所	61 箇所	68 箇所	63 箇所	64 箇所	307 箇所
その他消防施設	11 箇所	25 箇所	30 箇所	18 箇所	11 箇所	95 箇所
概算事業費 (百万円)	2,839	4,805	7,400	4,658	3,109	22,811

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪市	災害対応特殊消防 ポンプ自動車	14 箇所	269	R3-R7	消防庁	—
大阪市	災害対応特殊化学消防 ポンプ自動車	1 箇所	74	R3	消防庁	—
大阪市	災害対応特殊はしご付き消防 ポンプ自動車 (38m 級)	2 箇所	322	R6-R7	消防庁	—
大阪市	支援車	4 箇所	39	R3-4	消防庁	—
大阪市	救助工作車	5 箇所	75	R3-R6	消防庁	—
堺市	災害対応特殊 消防ポンプ車	3 箇所	104	R3-R7	消防庁	—
堺市	災害対応特殊水槽付消 防ポンプ自動車	9 箇所	624	R3-R7	消防庁	—
堺市	災害対応特殊化学消防 ポンプ車	1 箇所	120	R7	消防庁	—
堺市	災害対応特殊はしご付 消防ポンプ車	1 箇所	199	R4	消防庁	—
堺市	屈折はしご付消防ポン プ自動車	1 箇所	70	R7	消防庁	—
堺市	災害対応特殊小型動力 ポンプ付水槽車	1 箇所	50	R6	消防庁	—
堺市	災害対応特殊 救急自動車	15 箇所	594	R3-R7	消防庁	—
堺市	消防救急 デジタル無線設備	1 箇所	86	R3	消防庁	—
岸和田市	耐震性貯水槽 (100 m ³ 型)	8 箇所	156	R4-R7	消防庁	—
岸和田市	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	3 箇所	120	R3-R7	消防庁	—
岸和田市	高規格救急自動車・ 高度救命処置用資機材	1 箇所	40	R6	消防庁	—
岸和田市	消防ポンプ自動車	3 箇所	132	R3-R7	消防庁	—
豊中市	耐震性貯水槽 (60 m ³ 型)	5 箇所	80	R3-R7	消防庁	—
豊中市	災害対応特殊 消防ポンプ自動車	3 箇所	135	R5-R7	消防庁	—
豊中市	災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車	1 箇所	46	R5	消防庁	—

豊中市	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	1 箇所	62	R5	消防庁	—
豊中市	災害対応特殊救急自動車	3 箇所	72	R3-R7	消防庁	—
豊中市	高度救命処置用資機材	3 箇所	27	R3-R7	消防庁	—
池田市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	1 箇所	50	R4	消防庁	—
池田市	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	60	R4	消防庁	—
池田市	災害対応特殊救急自動車	1 箇所	26	R7	消防庁	—
池田市	高度救命処置用資機材	1 箇所	11	R7	消防庁	—
池田市	はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	90	R5	消防庁	
池田市	消防ポンプ自動車	2 箇所	90	R5-R7	消防庁	
池田市	高規格救急車	1 箇所	40	R6	消防庁	
池田市	耐水性貯水槽(40 m ³ 型)	4 箇所	60	R6-R7	消防庁	
池田市	化学消防車	1 箇所	60	R7	消防庁	
池田市	資機材搬送車	1 箇所	20	R7	消防庁	
吹田市	高機能消防指令センター整備	1 箇所	2,040	R5	消防庁	—
吹田市	耐震性貯水槽(100 m ³ 型)	4 箇所	122	R4-R6	消防庁	—
吹田市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	5 箇所	270	R4-R6	消防庁	—
吹田市	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	210	R6	消防庁	—
吹田市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	4 箇所	160	R3-R6	消防庁	—
吹田市	消防救急デジタル無線設備	1 箇所	236	R5	消防庁	—
吹田市	救助工作車	1 箇所	138	R3	消防庁	—
泉大津市	水槽付消防ポンプ自動車	2 箇所	71	R3-R6	消防庁	—
泉大津市	はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	208	R7	消防庁	—
泉大津市	高規格救急車	1 箇所	33	R6	消防庁	—
泉大津市	可搬式小型動力ポンプ	1 箇所	2	R3	消防庁	—
高槻市	高機能消防指令センター総合整備事業	1 箇所	1,215	R6	消防庁	—
高槻市	耐震性貯水槽(40 m ³ 型)	1 箇所	30	R5	消防庁	—
高槻市	耐震性貯水槽(100 m ³ 型)	1 箇所	100	R7	消防庁	—
高槻市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	2 箇所	68	R6-R7	消防庁	—
高槻市	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	43	R3	消防庁	—
高槻市	災害対応特殊化学消防ポンプ自動車	1 箇所	60	R3	消防庁	—
高槻市	災害対応特殊はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	111	R4	消防庁	—

高槻市	高規格救急自動車・高度救命処置用資機材	6 箇所	198	R3-R6	消防庁	—
高槻市	災害対応特殊救急自動車・高度救命救急処置用資機材	3 箇所	97	R3-R7	消防庁	—
高槻市	特殊災害対応自動車	1 箇所	47	R5	消防庁	—
高槻市	消防ポンプ自動車	2 箇所	68	R4-R7	消防庁	—
高槻市	水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	46	R4	消防庁	—
高槻市	原因調査車	1 箇所	9	R7	消防庁	—
高槻市	指揮車	2 箇所	18	R6	消防庁	—
高槻市	非常用発電設備	1 箇所	46	R5	消防庁	—
高槻市	多機能型消防団等訓練施設	1 箇所	250	R4-R5	消防庁	—
貝塚市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	1 箇所	49	R4	消防庁	—
貝塚市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用敷材	1 箇所	35	R6	消防庁	—
貝塚市	高規格救急自動車・高度救命処置用敷材	1 箇所	35	R5	消防庁	—
貝塚市	消防ポンプ自動車	5 箇所	174	R5-R7	消防庁	—
貝塚市	化学消防ポンプ自動車	1 箇所	74	R5	消防庁	—
貝塚市	資機材搬送車	1 箇所	9	R6	消防庁	—
貝塚市	消防団器具庫建替	5 箇所	247	R3-R7	消防庁	—
茨木市	高度救命処置層資機材	7 箇所	112	R3-R7	消防庁	—
茨木市	災害対応特殊救急自動車	7 箇所	161	R3-R7	消防庁	—
茨木市	支援車	2 箇所	32	R3-R4	消防庁	—
茨木市	消防ポンプ自動車	2 箇所	100	R3-R4	消防庁	—
茨木市	水槽付消防ポンプ車	3 箇所	210	R4-R6	消防庁	—
八尾市	災害対応特殊消防ポンプ自動車	1 箇所	91	R4	消防庁	—
八尾市	災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	2 箇所	130	R5-R7	消防庁	—
八尾市	災害対応特殊救急自動車	2 箇所	76	R4-R5	消防庁	—
八尾市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	5 箇所	188	R3-R7	消防庁	—
八尾市	消防ポンプ自動車	1 箇所	40	R7	消防庁	—
富田林市	消防ポンプ自動車	5 箇所	150	R4-R7	消防庁	—
河内長野市	耐震性貯水槽(40 m ³)	5 箇所	55	R3-R7	消防庁	—
松原市	災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材	2 箇所	72	R5-R7	消防庁	—
松原市	水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	45	R4	消防庁	—
松原市	はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	100	R5	消防庁	—

箕面市	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	1 箇所	35	R3	消防庁	—
箕面市	高規格救急自動車	2 箇所	70	R4-R5	消防庁	—
箕面市	消防ポンプ自動車	11 箇所	331	R4-R5	消防庁	—
箕面市	化学消防ポンプ自動車	1 箇所	60	R6	消防庁	—
箕面市	指揮車広報車	1 箇所	4	R3	消防庁	—
箕面市	広報車	1 箇所	4	R6	消防庁	—
箕面市	資機材搬送車	1 箇所	13	R3	消防庁	—
羽曳野市	支援車	1 箇所	11	R4	消防庁	—
羽曳野市	消防ポンプ自動車	1 箇所	25	R5	消防庁	—
摂津市	耐震性貯水槽 (60 m)	10 箇所	200	R3-R7	消防庁	—
摂津市	災害対応特殊 消防ポンプ自動車	1 箇所	47	R4	消防庁	—
摂津市	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材更新	3 箇所	102	R4-R7	消防庁	—
摂津市	支援車	1 箇所	9	R6	消防庁	—
摂津市	救助工作車	1 箇所	83	R5	消防庁	—
摂津市	水槽付消防ポンプ自動車	1 箇所	64	R7	消防庁	—
東大阪市	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材更新	1 箇所	34	R4	消防庁	—
東大阪市	救助工作車	2 箇所	252	R5-R6	消防庁	—
東大阪市	災害対応特殊消防ポン プ自動車	6 箇所	252	R4-R7	消防庁	—
東大阪市	災害対応特殊化学消防 ポンプ自動車	1 箇所	81	R4	消防庁	—
東大阪市	消防ポンプ自動車	3 箇所	184	R3-R6	消防庁	—
東大阪市	小型動力ポンプ付積載車	3 箇所	34	R4-R5	消防庁	—
東大阪市	救急業務高度化資機材 緊急整備事業	6 箇所	204	R3-R7	消防庁	—
東大阪市	小型動力ポンプ	24 箇所	36	R4-R6	消防庁	—
東大阪市	消防団屯所の整備	3 箇所	188	R3-R7	消防庁	—
交野市	耐震性貯水槽 (40 m型)	8 箇所	48	R4-R7	消防庁	—
交野市	災害対応特殊 消防ポンプ自動車	1 箇所	47	R6	消防庁	—
交野市	災害対応特殊救急車	1 箇所	39	R5	消防庁	—
交野市	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	2 箇所	76	R3-R6	消防庁	—
交野市	救助工作車	1 箇所	118	R4	消防庁	—
交野市	消防ポンプ自動車	2 箇所	30	R4-R7	消防庁	—
交野市	小型動力ポンプ付積載車	1 箇所	5	R7	消防庁	—
交野市	査察車	1 箇所	2	R7	消防庁	—

島本町	消防ポンプ自動車	1 箇所	70	R7	消防庁	—
島本町	小型動力ポンプ付積載車	2 箇所	12	R3-R7	消防庁	—
島本町	指揮車	1 箇所	11	R4	消防庁	—
島本町	梯子車オーバーホール	1 箇所	40	R3-R7	消防庁	—
豊能町	消防ポンプ自動車	2 箇所	40	R5-R7	消防庁	—
能勢町	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	1 箇所	30	R4	消防庁	—
忠岡町	消防ポンプ自動車	2 箇所	52	R3-R7	消防庁	—
忠岡町	高規格救急自動車	1 箇所	40	R6	消防庁	—
太子町	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	1 箇所	43	R4	消防庁	—
河南町	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	1 箇所	42	R3	消防庁	—
河南町	消防ポンプ自動車	1 箇所	30	R6	消防庁	—
守口市門真 市消防組合	高機能消防 指令センター整備	1 箇所	1,287	R4-R5	消防庁	—
守口市門真 市消防組合	災害対応特殊救急自動車・高 度救命処置用資機材	2 箇所	70	R3-R7	消防庁	—
守口市門真 市消防組合	消防ポンプ自動車	6 箇所	276	R3-R7	消防庁	—
守口市門真 市消防組合	救急業務高度化 資機材緊急整備事業	3 箇所	105	R4-R6	消防庁	—
守口市門真 市消防組合	消防庁舎耐震化	2 箇所	1,439	R3-R5	消防庁	—
枚方寝屋川 消防組合	災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車	7 箇所	252	R4-R6	消防庁	—
枚方寝屋川 消防組合	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	8 箇所	246	R3-R7	消防庁	—
枚方寝屋川 消防組合	救助工作車	1 箇所	147	R5	消防庁	—
枚方寝屋川 消防組合	小型動力付き水槽車	2 箇所	76	R5-R6	消防庁	—
枚方寝屋川 消防組合	可搬ポンプ積載車	2 箇所	16	R4-R5	消防庁	—
枚方寝屋川 消防組合	指揮車	1 箇所	7	R6	消防庁	—
大阪南 消防組合	災害対応特殊 消防ポンプ自動車	3 箇所	126	R4-R7	消防庁	—
大阪南 消防組合	災害対応特殊はしご付 消防ポンプ自動車	1 箇所	170	R6	消防庁	—
大阪南 消防組合	高規格救急自動車及び 高度救命処置用資機材	5 箇所	185	R3-R7	消防庁	—
大阪南 消防組合	救助工作車	1 箇所	150	R3	消防庁	—
大阪南 消防組合	小型動力ポンプ付水槽車	1 箇所	55	R5	消防庁	—
大阪南 消防組合	小型動力ポンプ	5 箇所	14	R3-R7	消防庁	—
大阪南 消防組合	特殊車	1 箇所	26	R3-R7	消防庁	—
大阪南 消防組合	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	2 箇所	80	R4-R6	消防庁	—
大阪南 消防組合	はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	160	R4	消防庁	—
大阪南 消防組合	指令車	1 箇所	4	R3	消防庁	—
大阪南 消防組合	資機材搬送車	1 箇所	5	R5	消防庁	—

大阪南 消防組合	高機能消防指令センター 総合設備事業	1 箇所	400	R5	消防庁	—
大阪南 消防組合	災害対応特殊 消防ポンプ自動車	5 箇所	139	R3-R6	消防庁	—
大阪南 消防組合	災害対応特殊救急車	3 箇所	60	R3-R7	消防庁	—
大阪南 消防組合	高度救命処置用資機材	3 箇所	54	R3-R7	消防庁	—
大阪南 消防組合	はしご付き 消防ポンプ自動車	1 箇所	63	R5	消防庁	—
大阪南 消防組合	資機材搬送車	2 箇所	20	R5-R7	消防庁	—
大阪南 消防組合	指令車	1 箇所	18	R6	消防庁	—
泉州南 消防組合	災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車	1 箇所	55	R5	消防庁	—
泉州南 消防組合	災害対応特殊水槽付 消防ポンプ自動車	1 箇所	50	R6	消防庁	—
泉州南 消防組合	災害対応特殊救急自動車・ 高度救命処置用資機材	7 箇所	225	R3-R7	消防庁	—
泉州南 消防組合	救助工作車	1 箇所	140	R6	消防庁	—
泉州南 消防組合	水槽付消防ポンプ自動車	2 箇所	105	R7	消防庁	—
泉州南 消防組合	小型動力ポンプ付水槽車	4 箇所	144	R4-R7	消防庁	—
泉州南 消防組合	化学消防ポンプ自動車	2 箇所	166	R4-R6	消防庁	—
泉州南 消防組合	はしご付消防ポンプ自動車	1 箇所	40	R6	消防庁	—
泉州南 消防組合	泡原液搬送車	1 箇所	10	R4	消防庁	—
泉州南 消防組合	広報車	3 箇所	9	R5	消防庁	—
泉州南 消防組合	資機材搬送車	5 箇所	20	R5-R6	消防庁	—
泉州南 消防組合	指揮車	1 箇所	8	R4	消防庁	—
泉州南 消防組合	事務連絡車	3 箇所	9	R5	消防庁	—
泉州南 消防組合	司令車	1 箇所	4	R5	消防庁	—
泉州南 消防組合	人員搬送車	1 箇所	20	R4	消防庁	—
泉州南 消防組合	水槽車	1 箇所	40	R7	消防庁	—
大東四條畷 消防組合	高機能消防指令センター	1 箇所	500	R5	消防庁	—
大東四條畷 消防組合	高規格救急車・ 高度救命処置用資機材	4 箇所	160	R4-R7	消防庁	—
大東四條畷 消防組合	救助工作車	1 箇所	126	R3	消防庁	—
大東四條畷 消防組合	テロ対策用特殊救助資機材	1 箇所	4	R4	消防庁	—
大東四條畷 消防組合	消防ポンプ自動車	4 箇所	144	R4-R7	消防庁	—
	計		22,811			

4. 備考

【施設別編】

4号 消防活動用道路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

アクセス道路等が狭小なため、地震時等における消防活動が困難な市街地の解消を図るための街路を整備することを目標とする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

計画計上に際しては、アクセス道路の狭小等により消防活動が困難となっている区域から、人口、代替避難路としての活用予定、木造密集率、消火用水利からの距離、災害に強いまちづくり促進区域の指定等を勘案しながら、優先的に整備することとし、5箇所、4.6kmの道路を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
消防活動用道路						4.6km 5箇所
概算事業費 (百万円)	118	537	938	1,289	1,026	3,908

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪市	街路事業	3.2km 3箇所	3,476	R3-R7	国土交通省	消防活動用道路整備
高槻市	防災・安全交付金(道 路事業)	0.9 km 1箇所	359	R3-R7	国土交通省	消防活動用道路整備
枚方市	街路事業	0.5 km 1箇所	73	R3-R6	国土交通省	消防活動用道路整備
	計		3,908			

4. 備考

--

【施設別編】

5－1号 緊急輸送道路

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

広域的な防災活動を支える都市基盤の整備として、大阪府地域防災計画で指定されている広域緊急交通路等について、その機能を確保し強化を図るため、以下について、整備を推進する。

（橋梁）

広域緊急交通路（重点14路線等）に架かる橋梁等について、東海・東南海・南海地震や耐震化済道路のネットワークを考慮し、耐震強化を効果的に実施していく。

（その他）

広域的な防災活動を支える都市基盤の整備として大阪府地域防災計画で指定されている現道の広域緊急交通路の機能強化を図るバイパスや現道拡幅、そして、それを補完する幹線道路等の整備を推進する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

（橋梁）

東南海・南海地震を見据えて、災害拠点病院、海上輸送基地、南部防災拠点など湾岸部へのアクセス強化に資する橋梁等について優先的に整備していくこととし、本五箇年計画には、77箇所、3.3kmの耐震補強整備を計上する。

（その他）

現道の広域緊急交通路の機能強化を図る道路やそれを補完する道路のうち、交通量、代替性、ネットワークの必要性等から緊急性を勘案し、延長45.7kmを本五箇年計画に計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
橋梁						3.3km 77 箇所
その他						45.7km 37 箇所
概算事業費 (百万円)	10,125	12,946	11,842	13,709	13,578	62,200

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府 (河内長野市)	農道整備事業	5.5km 1 箇所	1,396	R3-R7	農林水産省	幹線道路等の整備
大阪府	道路事業	0.5km 46 箇所	643	R3-R6	国土交通省	橋梁の耐震化
大阪府	道路事業	18.9 km 10 箇所	31,350	R3-R7	国土交通省	広域緊急交通路
大阪府	街路事業	6.8 km 8 箇所	10,750	R3-R7	国土交通省	広域緊急交通路
大阪市	街路事業	2.5km 5 箇所	2,608	R3-R7	国土交通省	広域緊急交通路
大阪市	道路事業	0.9km 2 箇所	791	R3-R5	国土交通省	橋梁の耐震化
堺市	街路事業	5.8km 7 箇所	7,893	R3-R7	国土交通省	幹線道路等の整備
堺市	道路事業	1.4km 25 箇所	1,263	R3-R7	国土交通省	橋梁の耐震化
岸和田市	防災・安全交付金 (街路)	0.7 km 1 箇所	2,136	R3-R7	国土交通省	広域緊急交通路
豊中市	道路事業	0.5km 1 箇所	150	R6	国土交通省	幹線道路等の整備
貝塚市	橋梁新設改良事業	0.2km 3 箇所	87	R3-R7	国土交通省	橋梁の耐震化
枚方市	街路事業	0.8 km 1 箇所	423	R3-R6	国土交通省	幹線道路等の整備
枚方市	道路事業	4.1 km 3 箇所	2,676	R3-R7	国土交通省	幹線道路等の整備
豊能町	道路事業	0.3km 1 箇所	34	R4-R5	国土交通省	橋梁の耐震化
	計		62,200			

4. 備考

【施設別編】

5－2号 緊急輸送交通管制施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震等の大規模災害が発生した場合においても、安全で円滑な道路交通を確保するため、以下の整備を図る。

【交通監視用カメラ、交通情報板、車両感知器（光ビーコン）】

道路の被災状況や道路交通状況を迅速かつ的確に収集・分析・提供し、復旧や緊急交通路、緊急輸送道路等の確保及び道路利用者等に対する道路交通情報の提供や的確な交通管制を実施するため、交通監視用カメラ、交通情報板、車両感知器(光ビーコン)の整備を推進する。

【信号機電源付加装置】

災害発生時等の停電に起因する信号機の機能停止による道路交通の混乱を防止し、緊急交通路及び緊急輸送道路を確保するため、主要幹線道路等又は主要幹線道路と災害応急対策の拠点とを連絡する道路に設置されている重要な信号機に、信号機電源付加装置の整備を推進する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

これまでの五箇年計画により、緊急輸送交通管制施設（交通監視用カメラ、交通情報板、車両感知器、信号機電源付加装置）の整備拡充を図ってきたところであるが、各施設の老朽化対策が喫緊の課題となっていることから、現状の見直しを図り、必要性の低減した施設については撤去を行い、真に必要な箇所を選定し優先順位をつけ、計画的に更新事業を推進していくこととし、本五箇年計画に計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
交通情報板						11 箇所
交通監視 カメラ						29 箇所
車両感知器						750 箇所
光ビーコン						524 箇所
信号機電源 付加装置						85 箇所
概算事業費 (百万円)	133	180	326	326	326	1,291

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標 との関係
大阪府公安委員会	交通安全施設等 整備事業費	1,399 箇所	1,291	R3-R7	警察庁	
	計		1,291			

4. 備考

5号ー4 緊急輸送港湾施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震発生後に、緊急輸送を道路輸送だけでなく、大量の人員及び物資の輸送が可能な輸送手段として水上輸送を活用するため、臨海交通施設の整備を推進する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

本計画においては、係留施設と一般国道等を連絡する橋梁の耐震化を1施設計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画						
施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
臨港交通施設						1 箇所
概算事業費 (百万円)	660	0	1,700	0	0	2,360

(2) 個別計画						
事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪市	港湾整備事業	1 箇所	2,360	R3-R5	国土交通省	橋梁の耐震補強
	計		2,360			

4. 備考

--

【施設別編】

6号 共同溝等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

道路構造の保全を図りつつ、地震時等の安全かつ円滑な交通の確保等を図るため、以下について整備を推進する。

（共同溝）

地震災害時に、水道、ガス、電気、通信等のライフラインの安全を常に確保するため、市街地において共同溝の整備を進めることとする。

（電線共同溝）

地震時等の安全で快適な通行空間の確保、地震時に電柱の転倒や、電線類が垂れ下がること等による都市災害の防止、情報通信ネットワークの信頼性の向上、都市景観の向上等を目標に、市街地街路の状況や情報通信ネットワークの多重化状況等を勘案しながら、電線共同溝の整備を行う。

整備にあたっては、無電柱化推進計画との整合を図っている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

（共同溝）

計画計上に際しては、市街地形成と整合を図りながら、2箇所、4.3kmを計上した。

（電線共同溝）

本五箇年計画への計画計上においては、無電柱化推進計画との整合を図りながら、都市防災に寄与することを踏まえ、市街地の形成状況、交通量、情報通信ネットワークの集積密度、都市景観等を勘案し、無電柱化推進計画に基づく箇所を含む、47箇所、70.5kmの整備を計上することとする。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
共同溝						4.3km 2箇所
電線共同溝						70.5km 47箇所
概算事業費 (百万円)	3,544	5,333	7,433	7,498	9,436	33,244

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府	電線共同溝整備事業 (道路)	7.9km 11箇所	3,571	R3-R7	国土交通省	電線共同溝整備
大阪市	共同溝事業	4.3km 2箇所	530	R3-R7	国土交通省	共同溝
大阪市	電線共同溝整備事業 (道路)	46.8km 11箇所	12,084	R3-R7	国土交通省	電線共同溝整備
大阪市	電線共同溝整備事業 (区画)	8.3 km 14箇所	4,432	R3-R7	国土交通省	電線共同溝整備
岸和田市	電線共同溝整備事業 (道路)	1.8 km 1箇所	870	R5-R7	国土交通省	電線共同溝整備
豊中市	電線共同溝整備事業 (道路)	1.6km 2箇所	178	R5	国土交通省	電線共同溝整備
豊中市	電線共同溝整備事業 (街路)	0.1km 1箇所	759	R3-R6	国土交通省	電線共同溝整備
豊中市	電線共同溝整備事業 (住宅市街地総合整 備事業)	0.2km 1箇所	686	R3-R6	国土交通省	電線共同溝整備
吹田市	電線共同溝整備事業 (区画)	2.0km 1箇所	7,319	R3-R7	国土交通省	電線共同溝整備
高槻市	電線共同溝整備事業 (街路事業)	0.8km 2箇所	463	R3-R7	国土交通省	電線共同溝整備
高槻市	都市構造再編集集中支 援事業	0.7 km 2箇所	1,095	R3-R7	国土交通省	電線共同溝整備
守口市	電線共同溝整備事業 (道路)	0.3km 1箇所	1,257	R3-R6	国土交通省	電線共同溝整備
	計		33,244			

4. 備考

【施設別編】

7号 医療機関

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

公的医療機関及びそれに準ずる医療機関（国及び地方公共団体の救急医療の確保に関する施策に協力して、休日診療もしくは夜間診療を行っている病院又は救急医療に係る高度医療を提供している病院）においては、災害の状況に応じ救命医療を最優先する迅速かつ適切な医療救護活動を実施する必要がある。このため医療救護活動の拠点となる病院の耐震化の促進について配慮することとしている。

長期的目標として、公的医療機関及びそれに準ずる医療機関のうち、昭和56年以前に建築された建築物について耐震性能を確保することを目的とする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

公的医療機関及びそれに準ずる医療機関のうち、施設の老化度、構造耐力等を考慮し、大規模な地震発生により倒壊その他の被害を受けると予想される施設については、入院患者の安全確保、災害時の医療救護活動拠点の確保の観点から、緊急的、優先的に整備していく必要がある。

このため、五箇年計画への計上は、施設の耐震化の緊急性を鑑み、早急に整備が必要と判断される施設14箇所を計画計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
医療施設						14 施設
概算事業費 (百万円)	2,927					2,927

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府 (大阪府内)	医療提供体制施設 整備交付金	14 施設	2,927	R3～R7	厚生労働省	昭和 56 年以前の建物の耐震性確保
	計		2,927			

4. 備考

【施設別編】

8号 社会福祉施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

社会福祉施設においては、地震等の災害による倒壊その他の被害から施設入所者の安全確保、生活の場の確保等を図る必要がある。このため、施設の耐震化の促進について配慮することとしている。

長期目標として、社会福祉施設のうち、昭和 56 年以前に建築された建築物について耐震性能を確保することを目標とする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

社会福祉施設のうち、施設の老朽度、構造耐力等を考慮し、大規模な地震の発生により倒壊その他の被害を受けると予想される施設については、施設入所者の安全確保、生活の場の確保等の観点から、緊急的、優先的に整備していく必要がある。

このため、五箇年計画への計上は、施設の耐震化の緊急性を鑑み、早急に整備が必要と判断される施設 35 箇所を計画計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
社会福祉施設						34 施設
公立幼稚園						1 施設 (1 学校)
概算事業費 (百万円)	233	684	202	321	811	2,251

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
民間の社会福祉 施設	大阪市民間児童 福祉施設 耐震改修補助事業	27 施設	810	R3-R7	こども家庭庁	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
社会福祉法人(大 阪府内)	大阪府老人福祉施設等 整備助成事業	4 施設	631	R7	厚生労働省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
泉大津市	総合福祉センター改修 事業	1 施設	151	R5-R6	厚生労働省	老朽化した避難施設の 整備
貝塚市	市立木島認定こども園 耐震補強及び増築工事	1 施設	438	R3-R4	厚生労働省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
四條畷市	老人福祉センター楠風 荘耐震改修工事	1 施設	23	R4-R5	厚生労働省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
忠岡町	学校施設環境改善交 付金	1 施設 (1 学校)	198	R3-R5	こども家庭庁	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
	計		2,251			

4. 備考

【施設別編】

9号 公立小中学校等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

小中学校等は、地震等の非常災害時において、児童生徒等の安全を確保し、さらには地域住民の避難施設としての役割を果たす重要な施設である。

長期目標として、昭和56年以前に建築された校舎及び屋内運動場について耐震性能を確保することを目標とする。

なお、校舎、屋内運動場等の教育施設の安全性については、建築後の経過年数や、資材の劣化等による耐震力の低下に対し、耐力度調査等を実施し、必要に応じて補強、改築を進めることとしている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

令和3年4月1日現在の公立小中学校の校舎・屋内運動場の耐震化率は、99.7%（全8,060棟中、8,034棟）である。

本五箇年計画では、校舎30棟の耐震化を計上しており、公立小中学校校舎及び屋内運動場の耐震化率は、統廃合や建替え等も含め100%を目標値とする。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
公立小中学校 (校舎) 耐震補強等						24 学校 30 施設
概算事業費 (百万円)	666	757		1,035	1,850	4,308

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
泉大津市	公立学校施設整備事業	1 校 3 棟	2,885	R6-R7	文部科学省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
島本町	不適格改築事業	1 校 1 棟	367	R3	文部科学省	昭和56年以前の 建築物の耐震化
豊中市	耐震補強(豊中市)(市)	17 校 21 棟	541	R3-R4	文部科学省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
池田市	公立学校施設整備事業 (市)	5 校 5 棟	515	R3-R4	文部科学省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
	計		4,308			

4. 備考

【施設別編】

1 1 号 公的建造物

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

公的施設は、随時不特定多数の者が利用している特性を有しており、建造物に対する安全性が求められている。また、公的施設として、地震等の災害時に一定の機能を果たし、人命を守る基礎（避難所、応急対策の拠点等）となることも求められる。

このため、次の点について留意し、整備していくこととする。

- ・大規模地震の発生により甚大な被害が想定される建造物
- ・耐震診断等の結果、補強が必要な建物
- ・施設利用者の安全確保並びに地域の防災体制の整備向上に資すること
- ・施設の立地条件（木造密集市街地、近隣に緊急交通路や避難路があること等）
- ・財政状況や費用に対する効果、建替計画との整合

長期目標として、昭和 56 年以前に建築された建築物について耐震性能を確保することを目標とする。

2. 五箇年計画への計上の考え方

本五箇年計画には、施設の耐震化の緊急性を鑑み、早急に整備が必要と考えられる 14 施設の耐震化を計上している。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
公的建築物 耐震補強等						14 施設
概算事業費 (百万円)	403	1,144	813	3,177	227	5,764

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
四條畷市	市民活動センター体 育館改修工事	1 施設	140	R3-R4	文部科学省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
四條畷市	教育文化センター改 修工事	1 施設	26	R4-R5	文部科学省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
交野市	耐震化事業	1 施設	6	R6	文部科学省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
交野市	耐震化事業	1 施設	16	R7	文部科学省	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
岸和田市	公共施設等耐震化事 業	2 施設	61	R3-R7	消防庁	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
高槻市	公共施設 耐震化事業	1 施設	967	R5-R6	消防庁	昭和56年以前の 建築物の耐震化
島本町	町単独事業(市町村役 場機能緊急保全事業)	1 施設	2,459	R5~R7	消防庁	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
岬町	公的施設改修工事	5 施設	1924	R3-R7	消防庁	昭和 56 年以前の 建築物の耐震化
千早赤阪村	くすのきホール天井 耐震改修事業	1 施設	165	R4	消防庁	不特定多数が利用する 地震防災上補強を要す る公的建造物
	計		5,764			

4. 備考

--

【施設別編】

12号 海岸・河川

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

【河川管理施設】

(耐震対策(河川護岸等))

南海トラフ等の地震発生に伴い、基礎地盤が液状化し、防潮堤が変位・沈下することにより、津波等による浸水で被害が想定される箇所について、防潮堤の基礎部にある液状化層を固化して変位等をおさえる液状化対策工などの耐震対策を実施する。

(耐震対策(水門等))

津波発生時には、確実に水門等を閉鎖できることを優先して、地震の「揺れ」に対する水門補強や、遠隔操作化・自動化を実施し、早期に完成させる。

(木津川水門の更新)

老朽化が進んでいる木津川水門は、高潮への対策に加え、南海トラフ等の地震発生による津波にも対応できる水門として更新することとし、現在の水門付近に新たな水門を建設する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

【河川管理施設】

(耐震対策(河川護岸等))

平成26年度を初年度とし、対策全体を10年で完成(令和5年度)することを目標に、津波を最前線で直接防御する第一線防潮ライン(水門より外側)の対策を優先して実施(5ヵ年)する。中でも、この第一線防潮ラインのうち、地震直後から満潮位で浸水が始まる箇所については、避難が間に合わないため、対策を最優先で完成(3ヵ年)した。また、水門の内側等であっても、地震直後から満潮位で浸水が始まる箇所については、第一線防潮ラインの対策箇所と同様、早期に完了(5ヵ年)した。水門の内側等にある防潮堤については、第一線防潮ラインの耐震対策に引き続き、対策を実施(10ヵ年)する。

3ヵ年、5ヵ年対策区間は平成30年度に整備を完了しており、平成31年度から10ヵ年対策区間の整備に着手している。令和3年度から令和5年度で、10ヵ年対策区間の整備を完了する。

(耐震対策(水門))

水門の遠隔操作化・自動化について、令和5年度までに対策を完了する。

(木津川水門の更新)

木津川水門の更新について、現水門の寿命である令和12年度迄に完了する必要がある。令和4年度には工事着手し、令和7年度迄工事を進捗する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
海岸護岸の耐震対策等						2 箇所
河川護岸等の耐震対策等						15 箇所
概算事業費 (百万円)	8,321	4,241	5,772	2,600	2,540	23,474

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪市	海岸事業	2 箇所	2,652	R3-R5	国土交通省	施設の耐震化
大阪府 (大阪市)	防災・安全交付金 (河川事業)	7 箇所	3,708	R3-R5	国土交通省	施設の耐震化
大阪府 (大阪市)	特定洪水対策等 推進事業	1 箇所	951	R3-R4	国土交通省	施設の耐震化
大阪府 (大阪市)	特定洪水対策等 推進事業	1 箇所	5,570	R4-R7	国土交通省	施設の更新
大阪市	・特定洪水対策等推進事業費補助 ・防災・安全交付金 (河川事業)	3 箇所	9,685	R3-R7	国土交通省	施設の耐震化
大阪市	・単独地震対策事業 (河川事業)	3 箇所	908	R3-R5	—	施設の耐震化
	計		23,474			

4. 備考

【施設別編】

13-1号 砂防設備

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

大阪府における砂防設備は、地震による土石流災害や流送土砂による下流河川の洪水氾濫等を防止するため、砂防指定地内において砂防堰堤、床固工及び溪流保全工事等の施設整備を行っている。

特に近年においても発生件数が多く、人的被害を伴いやすい土石流災害については緊急的かつ重要な課題であり、府内に分布する土石流危険溪流 1,009 溪流について、先ず砂防堰堤を 1 溪流に 1 基設置して一定の安全度を確保し、未着手溪流をなくすことを目標としている。整備にあたっては、大阪府都市基盤整備中期計画等との整合を図っている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

令和 2 年度末現在の整備目標値に対する砂防堰堤設置溪流率は 36.3%(366 溪流)であり、今後は残りの 63.7%(643 溪流)について整備が必要である。

本計画計上に際しては、残りの溪流の中で土石流の危険性が高い溪流や保全対象に要援護者施設・避難路等を含む災害発生時の影響が大きい箇所の砂防堰堤等 26 箇所について計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
砂防施設						26 箇所
概算事業費 (百万円)	594	1,498	1,498	1,498	1,498	6,586

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府 (池田市等)	砂防事業	26 箇所	6,586	R3-R7	国土交通省	砂防設備の整備
	計		6,586			

4. 備考

【施設別編】

13-2号 保安施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

森林のほぼ全域が市街地に隣接する都市近郊林の特性を考慮し、荒廃山地の早期復旧や地震による山地災害の未然防止対策のために森林整備を推進しており、特に山地災害危険地区については、重点的に事業を行っている。

府内には、山地災害危険地区が1,341箇所あり、災害が発生した箇所及び災害が発生する危険性の高い箇所から順次整備を図り、安全性を確保することを目標としている。

(令和2年度末時点の着手数692地区、着手率51.6%)

2. 五箇年計画への計上の考え方

本五箇年計画については、荒廃の規模や今後の荒廃拡大の可能性、災害発生時の影響等を考慮し、6箇所を計上

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
復旧治山施設 予防治山施設						6箇所
概算事業費 (百万円)	277	266	163	100		806

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府 (豊能町他)	治山事業	6箇所	806	R3-R6	農林水産省	治山施設の整備
	計		806			

4. 備考

--

【施設別編】

13-4号 急傾斜地崩壊防止施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

大阪府における急傾斜地崩壊対策事業は、地震によるがけ崩れ災害から府民の生命を保護するため、擁壁工、法枠工等の施設整備を行っている。

特に、保全人家5戸以上の急傾斜地崩壊危険箇所896箇所の内、人工がけを除く683箇所を要対策箇所として位置付け、順次整備を図り安全性を確保することを目標としている。

整備にあたっては、大阪府都市基盤整備中期計画等との整合を図っている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

令和2年度末現在の要対策箇所683箇所に対し整備率は29.1%(199箇所)であり、今後は残りの70.9%(484箇所)について整備が必要である。

本計画計上に際しては、残りの危険箇所の中でがけ崩れの危険性が高い箇所や保全対象に避難路等を含む災害発生時の影響が大きい箇所の斜面对策等箇所11箇所について計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
崩壊対策施設						11 箇所
概算事業費 (百万円)	152	490	490	490	490	2,112

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府 (能勢町等)	急傾斜地崩壊対策 事業	9 箇所	1,612	R3-R7	国土交通省	対策設備の整備
大阪府 (富田林市等)	急傾斜地崩壊対策 事業(府)	2 箇所	500	R3-R7	大阪府	対策設備の整備
	計		2,112			

4. 備考

--

【施設別編】

13-5号 ため池

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

大阪府では、近年多発している大規模地震やゲリラ豪雨等による自然災害から社会的・経済的被害を軽減させるため平成27年度に「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」を策定した。本プランに基づき、ため池の耐震診断を推進するとともに、老朽度が高いため池について、市町村やため池管理者と協議の上、約100箇所選定し、「新ため池改修計画（第3次）」として平成27～36年度の10カ年で改修を実施することとしている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

「新ため池改修計画（第3次）」は平成27～36年度という10カ年の計画であり、その実施にあたっては、老朽度を踏まえ、市町村やため池管理者等との協議のうえ整備を行う。また、「大阪府ため池防災・減災アクションプラン」において大規模地震に対する安全性が低く、決壊等が発生した場合に下流への影響が大きいため池と位置付けされているものについては、改修に合わせて耐震調査を実施し、対策が必要な場合は耐震対策を実施する。

本五箇年計画では、「新ため池改修計画（第3次）」に基づき府が整備する21カ所を計上する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
ため池						21 箇所
概算事業費 (百万円)	462	351	293	250	250	1,606

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府 (岸和田市他)	農村地域防災減災事業	20 箇所	1,548	R3-R7	農林水産省	耐震対策の実施
堺市	ため池等整備事業	1 箇所	58	R3	農林水産省	ため池整備
	計		1,606			

4. 備考

【施設別編】

1 4 号 地域防災拠点施設

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震災害時において被害状況の把握、連絡及び必要な応急対策活動等を的確かつ迅速に行うため、以下の施設を整備する。

（地域防災拠点施設）

市町村域における応援部隊の受入れ及び活動拠点、備蓄拠点、物資輸送拠点として、広域防災拠点及び後方支援活動拠点と連携した地域防災拠点を整備する。

（庁舎建替、非構造部材の耐震改修等）

被害状況の把握や連絡等を行う防災拠点施設の建替え、非構造部材の耐震改修を行う。

（鉄道施設）

南海トラフ巨大地震発生時に津波の浸水が想定される地下駅等の浸水対策を行う。また、広域緊急交通路と交差、並走する鉄道施設の耐震化を行う。

2. 五箇年計画への計上の考え方

（地域防災拠点施設）

地区の自主防災組織の活動拠点として、日常は災害に向けての準備や訓練、備蓄、地域のコミュニケーションの場、災害時には情報収集・伝達、給食給水、避難等の場となる防災まちづくり拠点を2施設整備する。

（庁舎耐建替、非構造部材の耐震改修等）

被害状況の把握や連絡等を行う防災拠点施設の建替えを9施設行う。

（鉄道施設）

南海トラフ巨大地震発生時に津波の浸水が想定される地下駅等の浸水対策として1事業、広域緊急交通路と交差、並走する鉄道施設の耐震化として2事業整備する。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
防災拠点						14 箇所
概算事業費 (百万円)	1,439	<u>1,803</u>	<u>1,878</u>	<u>2,737</u>	<u>2,015</u>	<u>9,872</u>

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
岸和田市	地域防災拠点施設	1 箇所	<u>1,063</u>	<u>R4-R7</u>	内閣府	
四條畷市	市庁舎改築工事	8 箇所	1,868	R5-R7	内閣府	
千早赤阪村	新庁舎建設事業	1 箇所	862	R3-R5	内閣府	
大阪府	鉄道安全対策事業 費補助金	3 箇所	6,000	R3-R7	国土交通省	
千早赤阪村	千早地区避難所建 設事業	1 箇所	79	R4	国土交通省	
	計		<u>9,872</u>			

4. 備考

【施設別編】

15号 防災行政無線設備

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

（防災無線）

災害時に予想される電話の輻輳または途絶等により、災害に関する情報の収集伝達ができなくなる恐れがある。災害時の通信の確保を目的として、市町村防災行政無線（同報系：市町村から住民への伝達手段、移動系：市町村内の機関内または防災機関も含む情報の収集伝達手段）を全市町村で整備する。

また、すでに整備し運用中の防災行政無線について、デジタル化等の設備更新や機器の増設を行う。

2. 五箇年計画への計上の考え方

（防災無線）

計画計上に際しては、老朽化した機器について、老朽度合い、予算の措置状況を踏まえ、[32](#)箇所のデジタル化への更新や機器の増設を行う。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
市町村防災無線通信設備						32 箇所
概算事業費 (百万円)	254	92	128	24		498

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
泉大津市	市単独事業	26 箇所	16	R3-R6	消防庁	防災無線の整備
泉大津市	緊急防災・減災事業	3 箇所	107	R5-R6	消防庁	防災無線の整備
貝塚市	貝塚市移動系防災無線更新事業	1 箇所	34	R3	消防庁	防災無線の整備
河南町	緊急防災・減災事業	1 箇所	216	R3	消防庁	防災無線の整備
千早赤阪村	防災行政無線設備改良事業	1 箇所	125	R4-R5	消防庁	防災無線の整備
	計		498			

4. 備考

--

【施設別編】

16 号 飲料水施設・電源施設等

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

地震力その他の荷重に対する耐力を有し、地震災害時に水が汚染又は漏出することを防止する施設、又は、地震災害時の飲料水を確保する施設を以下のとおり整備する。

（浄水型プール）

飲料水施設は、地震等の災害発生時において、飲料水を確保する施設としての役割を果たす重要な施設である。浄水型プールにおいては、地震等の災害発生時に、避難所として設定されている施設に附属するプールの水を、飲料水や生活用水として利用するための緊急用水システムを整備することを目標としている。

（水道施設に係る施設整備）

本府では、地震発生後、人口1人当たり1日に必要となる貯水量は、初めの3日間は3 L/日、4～7日目は3～20L/日、8～14日目は20～100L/日、15～21日目は100～250L/日、22～28日目は250L/日、29日目以降は通水可能と想定しており、従って、地震発生から通水までの間、飲料水の確保については、応急給水により対応することとしている。

このため、緊急時給水拠点確保等事業や水道管路耐震化等事業における各施設の整備により必要貯水量の確保を図ることとし、それぞれの整備目標は以下のとおりである。

a. 配水池

配水池における浄水の貯留量を増加させ、災害の緊急時における給水拠点を確保する。

計画1日最大給水量の12時間分までの容量の配水池を整備する。

また、緊急時における配水池等の水道水の流出を防止し、住民への飲料水の供給を確保するため、配水池本体の耐震化を図るとともに、自動的に地震を感知し通水を遮断する弁（緊急遮断弁）を整備する。

b. 大容量送水管

緊急時に対応するための貯留機能を併せ持つ大容量送水管を整備する。

2. 五箇年計画への計上の考え方

（浄水型プール）

- ・地震等の災害発生時の飲料水、生活用水を確保するため、プールの水を飲料水等に活用できる浄化装置を備えた施設を整備することとし、3箇所を計上した。

（水道施設に係る施設整備）

(1) 緊急時給水拠点確保等事業

a. 配水池

- ・大阪府における緊急時給水のための必要貯水量は、府内全水道事業の計画1日最大給水量の12時間分までの容量（約2,393,000 m³：令和元年度末時点）とし、令和元年度末時点での配水池容量の合計は約2,357,000 m³であり、整備率は98.5%である。
- ・地震発生時に給水すべき水量を確保するため、計画1日最大給水量の12時間分の容量の整備及び耐震化に努めることとし、五箇年計画への計上は、9箇所とする。
- ・緊急遮断弁は、緊急時において配水池等の水道水の流出を防止し住民への飲料水を確保するため、自動的に地震を感知し通水を遮断するものであり、43市町村（上水道事業）のうち41市町村において、236箇所設置している（令和元年度）。
- ・今回の五箇年計画への計上は、2箇所の増設整備を計画計上した。

b. 大容量送水管

- ・予想される東南海・南海地震に備え、耐震性を有する大容量送水管を2箇所整備し、災害時の飲料水などの給水を図る。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
浄水型プール						3 箇所
配水池						9 箇所
緊急遮断弁						2 箇所
大容量送水管						2 箇所
概算事業費 (百万円)	3,544	6,683	4,513	3,197	2,200	20,137

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
泉佐野市	水泳プール新改築事業	3 箇所	1,199	R3-R6	文部科学省	
大阪広域水道企業団(府内全域)	緊急時給水拠点確保等事業(大容量送水管)	1 箇所	8,792	R3-R7	国土交通省	飲料水確保施設整備
堺市	家原寺配水池更新工事	1 箇所	3,591	R3-R6	国土交通省	飲料水確保施設整備
岸和田市	緊急時給水拠点確保等事業(配水池)	2 箇所	705	R5-R7	国土交通省	飲料水確保施設整備
吹田市	緊急時給水拠点確保等事業	1 箇所	2,492	R3-R7	国土交通省	飲料水確保施設整備
枚方市	緊急時給水拠点確保事業(配水池耐震化)	1 箇所	456	R3-R5	国土交通省	飲料水確保施設整備
枚方市	緊急時給水拠点確保事業(緊急遮断弁設置)	1 箇所	216	R3-R5	国土交通省	飲料水確保施設整備
八尾市	水道施設耐震化事業(配水池)	1 箇所	907	R3-R7	国土交通省	飲料水確保施設整備
羽曳野市	緊急時給水拠点確保事業	1 箇所	611	R3-R5	国土交通省	施設の耐震化
摂津市	緊急時給水拠点確保等事業	3 箇所	1,128	R3-R5	国土交通省	施設の耐震化
東大阪市	緊急時給水拠点確保等事業	1 箇所	40	R5	国土交通省	施設の耐震化
	計		20,137			

4. 備考

--

【施設別編】 17号 備蓄倉庫

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

生活必需品等の確保が困難な被災した住民に対して、必要な物資を供給するため、事前に物資を備蓄する施設の整備を図っている。

2. 五箇年計画への計上の考え方

市町村が整備する備蓄倉庫については、危険分散と迅速な輸送、供給の実施可能な配置を考慮し、本計画において4箇所を整備する予定である。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
備蓄倉庫						4 箇所
概算事業費 (百万円)	12	491	35	200		738

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
吹田市	消防防災施設整備費 補助事業	1 箇所	91	R4	消防庁	災害応急施設の整備
羽曳野市	備蓄倉庫建設工事	1 箇所	200	R6	消防庁	災害応急施設の整備
東大阪市	防災施設整備事業	1 箇所	412	R3-R4	消防庁	災害応急施設の整備
河南町	河南町防災備蓄倉庫 整備事業	1 箇所	35	R5	消防庁	災害応急施設の整備
	計		738			

4. 備考

19 号 老朽住宅密集対策

1. 対象施設の整備に係る中長期目標の考え方

老朽建築物の集積状況を踏まえ、「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」等を指定し、建築物の不燃化・耐震化の促進と住宅・住環境や都市基盤施設の整備を総合的に行うこととしている。

「地震時等に著しく危険な密集市街地」については、危険密集2,248haについて、令和7年度末までに9割以上を解消、令和12年度末までに全域を解消することをめざし、「大阪府密集市街地整備方針」（H26.3策定、H30.3改定、R3.3改定）及び「市整備アクションプログラム」（該当市作成・毎年度公表）に基づき、「まちの防災性の向上」「地域防災力のさらなる向上」「魅力あるまちづくり」に取り組む。

2. 五箇年計画への計上の考え方

促進区域等のうちで特に防災上緊急度の高い地区(地震時等に著しく危険な密集市街地)や公共性の高い地区等において、住宅市街地総合整備事業等の各種事業を計画に計上し、老朽住宅密集対策の促進を図る。

本計画においては、緊急性の高い14箇所の整備を計上した。

3. 整備計画

(1) 年次計画

施設分類	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R7 年度	合計
住宅市街地 総合整備事業						4 箇所 3913.4ha
住宅地区改良 事業						3 箇所 8.3ha
密集市街地 総合防災事業						6 箇所 1131.5ha
土地区画 整理事業						1 箇所 39.1ha
概算事業費 (百万円)	6,154	7,463	8,845	7,122	10,361	39,945

(2) 個別計画

事業主体 (位置)	事業名	事業量	概算事業費 (百万円)	実施予 定年度	所管省庁	実施目標との関係
大阪府	住宅市街地総合整備 事業	1.7ha 1 箇所	3,427	R3-R7	国土交通省	
大阪府	密集市街地総合防災 事業	1.9ha 1 箇所	2,467	R3-R7	国土交通省	
大阪市	土地区画整理事業	39.1ha 1 箇所	7,614	R3~R7	国土交通省	老朽住宅密集対策の促進
大阪市	住宅市街地総合整備 事業	3,795ha 1 箇所	888	R3-R7	国土交通省	
大阪市	密集市街地総合防災 事業	98.5ha 1 箇所	882	R3-R7	国土交通省	
大阪市	住宅地区改良事業	8.3ha 3 箇所	5,042	R3-R7	国土交通省	
堺市	住宅市街地総合整備 事業	53.7ha 1 箇所	3,739	R3-R7	国土交通省	
豊中市	密集市街地総合防災 事業	505.6 ha 1 箇所	951	R3-R7	国土交通省	
守口市	密集市街地総合防災 事業	219.8ha 1 箇所	642	R3-R7	国土交通省	
寝屋川市	密集市街地総合防災 事業	256.4ha 1 箇所	9,272	R3-R7	国土交通省	
門真市	住宅市街地総合整備 事業	63.0ha 1 箇所	4,097	R3-R7	国土交通省	老朽住宅密集対策の促進
東大阪市	密集市街地総合防災 事業	49.3ha 1 箇所	924	R3~R7	国土交通省	
	計		39,945			

4. 備考

--